

記録問題関係

平成22年4月30日

給付指 2010-81

脱退手当金に係る年金事務所段階における新たな記録回復基準
(諸規程によらない定め)

| 宛先 | 本部 | | ブロック本部 | | | 事務センター | | | | 年金事務所 | | | | |
|----|-------|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 各部(主) | 関係部 | 管理部 | 相給部 | 適徴部 | 厚生G | 国年G | 年給G | 記録G | 適用課 | 徴収課 | 国年課 | 記録課 | 相談室 |
| | ○ | | ○ | ○ | | | | ◎ | | | | | ○ | ◎ |

| 情報提供先 | 相談センター | 社労士会 | 健保協会 | 機構健保 |
|-------|--------|------|------|------|
| | ✓ | | | |

本部関係部

経営企画部、事業企画部、記録問題対策部、年金相談部、厚生年金保険部、国民年金部、業務管理部、障害年金業務部、業務渉外部、支払部

目的・趣旨

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案について、厚生労働省年金局事業管理課より、年金事務所段階における記録回復基準が定められましたので、その取扱いについてご連絡するものです。

ポイント(内容)

○脱退手当金に係る記録の回復については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」(平成21年12月25日付け庁保発第1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき、一定の要件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において記録回復を行っているところです。

○今般、更なる処理の迅速化を図るため、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について」(平成22年4月30日付け年管管発0430第1号)(別添1)において、脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案について、一定の要件に該当する場合には、年金事務所段階において記録回復を行うこととされましたので、別添2に従い、適切かつ迅速にお取り扱いいただきますよう、よろしく願いいたします。

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 []

連絡先

(直通) []

審査担当ツツ樹 ■



(別添1)

年管管発0430第1号

平成22年4月30日

日本年金機構理事 殿
(事業管理部門担当)

厚生労働省年金局事業管理課



厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける
年金事務所段階での記録回復について

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについては、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」(平成21年12月25日付け庁保険発1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、年金事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、下記の要件に該当する事案についても、年金事務所段階において記録回復を行い、脱退手当金を受給していなかったものと認定することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び厚生労働省年金局事業管理課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、厚生年金保険の脱退手当金に係る申立てのうち、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、以下の(1)又は(2)の場合に該当する事案とする(ただし、2に該当する事案を除く。)

(1) 次の①及び②のいずれの要件にも該当する場合

- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）があること。
- ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。

(2) 次の①から④までのいずれの要件にも該当する場合

- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。
- ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと。
- ③ 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、国民年金等に参加し、保険料を納付していること。
- ④ 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。

2 対象外となる事案

ただし、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

- (1) 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合
- (2) 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合
- (3) 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合
- (4) 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合
- (5) 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金の支給決定がされている場合
- (6) 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定（非あつせん、一部あつせん事案を含む。）が行われている事案についての再申立てである場合

3 記録回復の方法

(1) 必要書類等の収集

年金事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

(2) 記録回復

年金事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ上記2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

年金事務所においては年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

4 報告

年金事務所において、上記3（2）により記録回復を行った場合は、取件数（年金事務所段階における年金記録の回復件数）として、貴機構本部において取りまとめ、当課へ報告すること（当該報告は、当課から年金記録確認中央第三者委員会にも報告される。）。

5 その他

本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、関係年金事務所に返送された場合にも適用すること。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、年金事務所において記録回復が可能と判断したものについては、その旨を第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼すること。

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案にかかる年金事務所段階での記録回復について

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについては、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」（平成21年12月25日付け庁保険発1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知及び平成21年12月25日付け事務連絡。（以下「平成21年通知」という。））に基づき、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、年金事務所段階において、記録回復を行っているところです。

今般、脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案について、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について」（平成22年4月30日付け年管管発0430第1号以下「平成22年通知」という。）が発出されたことに伴い、下記のとおり、年金事務所段階において記録回復を行っていただきますよう、お願いいたします。

記

1 記録回復の可否の判断

年金事務所においては、受け付けた厚生年金保険の脱退手当金に係る「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）のうち、通知記1における事案について、以下により年金事務所段階において年金記録の回復を行うことができる事案であるか否かを判断することとする。

(1) 「平成22年通知」記1(1)に係る確認

- ① 通知記1(1)①における「脱退手当金の支給日」とは、社会保険オンラインシステムの被保険者記録照会回答票（一時金画面）に表示される「支給日」をいうものとする（以下、本指示依頼において同じ。）。
- ② 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）の確認については、社会保険オンラインシステムの「被保険者期間記録照会回答票（資格画面）（届書コード021-1）」により確認すること。

(2) 「平成22年通知」記1(2)①から④までに係る確認

脱退手当金未支給期間の確認については、社会保険オンラインシステム

の「被保険者期間記録照会回答表（資格画面）（届書コード021-1）」により確認すること

③の確認については、「被保険者期間記録照会回答表（資格画面）（届書コード021-1）」及び「基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）（届書コード020）」により確認すること。

また、③の「国民年金等に参加」とは、国民年金のほか、厚生年金等の他の年金制度に参加していることをいい、「保険料を納付している」とは、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に参加していた場合又は支給決定時点において既に国民年金に参加していた場合であって、10年以上継続して加入（継続して複数の制度に参加している場合を含む。）しており、国民年金においてはこの期間がすべて保険料納付済期間（第3号被保険者期間を除く。）である場合に、当該基準に該当するものとする。

2 対象外となる事案

(1) 「平成22年通知」記2(1)に係る確認

「脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合」とは、以下のようなものがある場合をいう。

なお、機構本部が保有するものについての確認の方法は、おって指示を行う。

(例)

- ・年金事務所が保有するもの 申立人の脱退手当金裁定請求書、脱退手当金の受付処理簿、会計帳簿、脱退手当金の支給報告書等。ただし、脱退手当金を支給したことを示す表示が付された厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿は対象としない。
- ・申立人本人が保有するもの 脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できる厚生年金保険被保険者証、脱退手当金の支給決定通知書、脱退手当金を支給したことを示す記載がある期間回答書等
- ・年金機構本部が保有するもの 記録回答を行ったことや脱退手当金を支給したことを記載した厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）

(2) 「平成22年通知」記2(2)に係る確認

申立人が、当該脱退手当金の支給記録の一部の期間を対象とした脱退手当金を受給した旨の証言をしている場合をいうこと。

(3) 「平成22年通知」記2(3)に係る確認

「基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）（届書コード020）」及び「被保険者原票照会回答票（届書コード080）」並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払

出（索引）票により確認すること。

(4) 「平成22年通知」記2(4)に係る確認

「支給記録が複数回ある場合」とは、申立期間に係る脱退手当金の支給記録のほかに、異なる支給決定日の脱退手当金の支給記録が1つでもある場合をいうこと。

なお、共済組合加入期間又は厚生年金基金加入期間を有する者については、受付事務所において、当該共済組合又は厚生年金基金に対し、申立人に係る共済組合からの退職一時金又は厚生年金基金からの脱退一時金の受給の有無を確認し、これらのいずれかを受給していたことが確認できた場合は、上記の「支給記録が複数回ある場合」に該当するものとする。

(5) 「平成22年通知」記2(5)に係る確認

社会保険オンラインシステムの「被保険者期間記録照会回答票（資格画面）（届書コード021-1）」により確認すること。

(6) 「平成22年通知」記2(6)に係る確認

受付事務所は、当該事務所において管理する第三者委員会確認申立書受付管理簿（以下「受付簿」という。）により、申立人に係る確認申立書の過去の受付状況及び第三者委員会における判断結果を確認すること。

なお、申立人が、過去に同内容の申立てを行っている旨を回答しているにも関わらず、受付簿に記録がない場合においては、申立人から過去に申立てを行った年金事務所を聴取した上で、該当する年金事務所に受付状況及び第三者委員会における判断結果を確認すること。

(7) 上記の取扱いに疑義が生じた場合には、本部（事業管理部門）へ照会すること。なお、照会先についてはおって指示する。

(8) 年金事務所段階において記録回復を行うことができる事案であるか否かの判断を行う際には、必ず「第三者委員会送付前の年金事務所段階における記録回復の可否確認票（別紙1。以下「可否確認票」という。）を作成し確認すること。

3 第三者委員会への送付

上記1及び2における確認等により、年金事務所段階における記録回復が困難と判断された事案については、第三者委員会へ送付することとし、送付に当たっては、申立人から提出のあった書類等及び年金事務所において収集した書類等がある場合には、確認申立書に当該書類等を添付するとともに、上記2(8)で作成した可否確認票を必ず添付すること。

4 記録回復後の取扱い

(1) 申立ての取下げ

年金事務所段階において記録回復を行った事案に係る確認申立書については、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。(この場合、申立人からの取下書の提出は不要とする。)

(2) 記録訂正事跡確認システムへの入力

上記1及び2において記録回復の対象事案と判断され、年金事務所段階において記録回復を行った事案については、必ず記録訂正事跡確認システム(「記録訂正事跡確認システムの導入等について」平成21年10月16日付け庁文発第1016006号社会保険庁運営部企画課長、社会保険庁運営部年金保険課長通知)への入力を行うこと。

5 報告

各事務センターは、管内の年金事務所において、記録回復を行った場合は、毎週月曜日から金曜日までに年金事務所において記録回復を行った事案に係る件数を取りまとめ、「平成21年通知」に基づき報告している別紙2-1を別紙2「脱退手当金の記録回復処理状況(週次)」に改め、翌週火曜日15時までに、本部までメールで送付すること。

なお送付に当たっては、LANシステムにより、件名を「〇〇事務センター脱手(まだら事案)回復件数(〇月〇日~〇月〇日)」として、第三者委員会特殊アドレス XXXXXXXXXX へ送付すること。

6 その他

(1) 「平成22年通知」記5により、既に第三者委員会に送付している事案であって、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得るものとして返送された事案についても、同様に取り扱うこと。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、受付年金事務所において記録回復が可能と判断したものについては、その旨を第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼することとし、同様に取り扱うこと。

(2) 年金事務所段階で記録回復を行った事案については、確認申立書及び関係書類を、その他の確認申立書とは別に保管すること。

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における記録回復の可否確認票
 【厚生年金保険 脱退手当金】

| | | | | | |
|-------|---------------|------|--|--------|--|
| 申立人氏名 | | 生年月日 | | 基礎年金番号 | |
| 住 所 | | | | | |
| 申立期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |

| 確認項目 | チェック欄 | | |
|---|--|-----|---|
| | はい | いいえ | |
| 1. 申立ての内容が、脱退手当金を受給していないとする旨の申立てである。 | | | |
| 2. 申立て内容が、平成21年通知「記1」の(1)から(4)または平成22年通知の(1)(2)(1)は(5)、(2)は(6)のいずれかに該当する。 | | | |
| 該当する項目にチェックすること | (1) <ul style="list-style-type: none"> ア 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっている場合(ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合は除く。) かつ、 イ 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に加入し、保険料を納付している場合 | | / |
| | (2) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合(ただし、申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。) | | |
| | (3) 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理(当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。)が行われていない場合 | | |
| | (4) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合 | | |
| | (5) 次の①及び②のいずれの要件にも該当する場合 ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない脱退手当金未支給期間があること ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。 | | |
| | (6) 次の①から④までのいずれの要件にも該当する場合 ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。 ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、未支給決定時、異なる記号番号で管理されていたこと。 ③ 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に国民年金等に加入し、保険料を納付していること。 ④ 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。 | | |

| 確認項目 | | チェック欄 | |
|---|--|-------|-----|
| | | はい | いいえ |
| 3. 申立て内容が、平成22年通知「記2」の(1)から(6)のいずれにも該当しない。 | | | |
| 該当する項目にチェックすること | (1) 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合 | / | |
| | (2) 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合 | | |
| | (3) 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合 | | |
| | (4) 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合 | | |
| | (5) 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給決定されている場合 | | |
| | (6) 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案、一部あっせん事案を含む。）についての再申立てである場合 | | |
| 4. 社会保険事務所において申立期間の記録回復が可能である。 (確認事項がすべて「はい」に該当) | | | |

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。

| | |
|-------------|---------------|
| 確認項目 確認者 | 〇〇年金事務所 所属 氏名 |
|-------------|---------------|

(別紙2)

脱退手当金の記録回復処理状況(週次)
《平成22年 月 日～平成22年 月 日処理分》

(単位:件)

| 年金事務所名 | 事案数(※) | ①「脱」表示なし | ②重複取消未処理 | ③性別記録男性 | ④脱退手当未支給期間あり (同一記号番号) | ⑤脱退手当金未支給期間あり (異なる記号番号) |
|--------|--------|----------|----------|---------|--------------------------|----------------------------|
| | | | | | | |

※ 「脱退手当金に係る年金事務所段階における新たな記録回復基準(諸規程によらない定め)」(平成22年4月30日付け給付指2010-81)に基づき記録回復を行った件数を計上すること。

※ 件数の計上にあたっては、確認申立書の取下げ件数との間に齟齬が生じないよう十分注意すること。

(参考1)

庁保険発第1225001号

平成21年12月26日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立て
における社会保険事務所段階での記録回復について

厚生年金保険に係る年金記録の確認の申立てのうち、不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録については、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについても、第三者委員会におけるあっせん事案の蓄積から、社会保険事務所において定型的に判断できるものについては、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行うこととし、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、厚生年金保険の脱退手当金に係る申立てのうち、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、以下の(1)から、(4)のいずれかに該当する事案とする（ただし、2に該当する事案を除く。）。

(1) 次のア及びイのいずれの要件にも該当するもの。

ア 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなってい

る場合（ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。）

イ 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に加入し、保険料を納付している場合

(2) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合（ただし、申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。）

(3) 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理（当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。）が行われていない場合

(4) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合

2 対象外となる事案

申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

(1) 社会保険事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合

(2) 申立人が、脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金を受給したことを認めている場合

(3) 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

(4) 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あつせん事案。一部あつせん事案を含む。）についての再申立てである場合

3 記録回復の方法

(1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

(2) 記録回復

社会保険事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3(2)により記録回復を行った場合は、取下件数（社会保険事務所段階における年金記録の回復件数）として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

5 その他

本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも適用すること。

(参考2)

事務連絡
平成21年12月25日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課
課長補佐 [REDACTED]

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける
社会保険事務所段階での記録回復に係る取扱いについて

標記については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」（平成21年12月25日付け庁保険発第1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「通知」という。）により通知したところですが、記録回復に当たっての具体的な取扱いを下記のとおり連絡いたしますので、今後の取扱いに遺漏のないようよろしくお取り計らい願います。

記

1 記録回復の可否の判断

社会保険事務所においては、受け付けた厚生年金保険の脱退手当金に係る「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）のうち、通知記1における事案について、以下により、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行うことができる事案であるか否かを判断することとする。

(1) 通知記1(1)に係る確認

- ① アにおける「脱退手当金の支給決定がされている」日とは、社会保険オンラインシステムの被保険者記録照会回答票（一時金画面）に表示される「支給日」をいうものとする（以下、本事務連絡において同じ。）。
- ② 確認申立書を受け付けた社会保険事務所（以下「受付事務所」という。）は、申立期間のうち婚姻等による戸籍氏名の改姓後の期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者名簿等」という。）並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出（索引）票（以下「払出簿等」という。）により、

申立人の記録が旧姓表示か否かの確認を行うこと。

その際、被保険者名簿等は社会保険オンラインシステムの健保厚年被保険者原票等検索閲覧照会票（届書コード080）により確認することとし、払出簿等については、当分の間、申立期間のうち婚姻等による改姓後の期間に係る事業所の被保険者名簿等に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号（以下「記号番号」という。）を払い出した社会保険事務所（以下「払出事務所」という。）が受付事務所以外の場合は、当該払出事務所において保有する払出簿等の写しの提供を求めた上で確認を行うこと（以下、被保険者名簿等及び払出簿等の確認において同じ。）。

確認の結果、被保険者名簿等及び払出簿等のいずれも旧姓表示のままであった場合は、当該基準に該当するものとする（ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。）。

- ③ イにおける「支給決定後間もなく」とは、支給決定後、国民年金等への加入までの期間が1年以内であるものとし、上記①における脱退手当金の支給決定がされている日から資格取得日までの期間により判断すること。
- ④ イにおける「国民年金等に加入」とは、国民年金のほか、厚生年金等の他の年金制度に加入していることをいい、「保険料を納付している」とは、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に加入していた場合又は支給決定時点において既に国民年金に加入していた場合であって、10年以上継続して加入（継続して複数の制度に加入している場合を含む。）しており、国民年金においてはこの期間がすべて保険料納付済期間（第3号被保険者期間を除く。）である場合に、当該基準に該当するものとする。

(2) 通知記1(2)に係る確認

申立人が自ら保有する厚生年金保険被保険者証により確認を行い、必ず当該被保険者証に記載されている記号番号の払出簿等において、支給決定日後に再交付されたものでないことの確認を行うこと。

なお、脱退手当金の支給決定日が昭和28年11月前の場合は、脱退手当金を支給したことを示す表示を行うこととされていなかったことから、当該基準に該当しないものであること。

(3) 通知記1(3)に係る確認

当該脱退手当金の算定基礎とされている被保険者期間が複数ある場合は、当該期間に係るすべての事業所の被保険者名簿等を確認の上、当該被保険者名簿等に記載された申立人の記号番号が複数あるときは、これらの記号番号に係る被保険者名簿等及び払出簿等により、複数の記号番号の重複取消処理が行われているか否かを確認することとし、これらのいずれの書類においても重複取消処理（当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。）が行われたこ

とを示す記載がない場合は、当該基準に該当するものとする。

(4) 通知記1(4)に係る確認

当該脱退手当金の算定基礎とされている被保険者期間において最後に加入していた事業所に係る被保険者名簿等及び社会保険オンラインシステムにおける被保険者記録の性別が男性とされている事案であって、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時の男性の受給要件に該当しないものについては、当該申立人の実際の性別が男性であるか女性であるかにかかわらず、当該基準に該当するものとする。

(5) 通知記2(1)に係る確認

「脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合」とは、以下のような場合をいう。

(例)

- ・ 社会保険事務所において、申立人の脱退手当金裁定請求書を保有している場合
- ・ 社会保険事務所において保有している被保険者名簿等に、脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できる場合
- ・ 申立人本人が保有する厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できる場合 等

(6) 通知記2(2)に係る確認

申立人が、当該脱退手当金の支給記録の一部の期間を対象とした脱退手当金を受給した旨の証言をしている場合をいう。

(7) 通知記2(3)に係る確認

「支給記録が複数回ある場合」とは、申立期間に係る脱退手当金の支給記録のほかに、異なる支給決定日の脱退手当金の支給記録が1つでもある場合をいう。

なお、共済組合加入期間又は厚生年金基金加入期間を有する者については、受付事務所において、当該共済組合又は厚生年金基金に対し、申立人に係る共済組合からの退職一時金又は厚生年金基金からの脱退一時金の受給の有無を確認し、これらのいずれかを受給していたことが確認できた場合は、上記の「支給記録が複数回ある場合」に該当するものとする。

(8) 通知記2(4)に係る確認

受付事務所は、当該事務所において管理する第三者委員会確認申立書受付管理簿(以下「受付簿」という。)により、申立人に係る確認申立書の過去の受付状況及び第三者委員会における判断結果を確認すること。

なお、申立人が、過去に同内容の申立てを行っている旨を回答しているにも関

わらず、受付簿に記録がない場合においては、申立人から過去に申立てを行った社会保険事務所名を聴取した上で、該当する社会保険事務所に受付状況及び第三者委員会における判断結果を確認すること。

(9) 上記(1)から(8)の取扱いに疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

(10) 社会保険事務所段階において記録回復を行うことができる事案であるか否かの判断を行う際には、必ず「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における記録回復の可否確認票」(別紙1。以下「可否確認票」という。)を作成し確認すること。

2 第三者委員会への送付

上記1における確認等により、社会保険事務所段階における記録回復が困難と判断された事案については、第三者委員会へ送付することとし、送付に当たっては、申立人から提出のあった書類等及び社会保険事務所において収集した書類等がある場合には、確認申立書に当該書類等を添付するとともに、上記1(10)において作成した可否確認票を必ず添付すること。

3 記録回復後の取扱い

(1) 申立ての取下げ

上記1において記録回復の対象事案と判断され、社会保険事務所段階において記録回復を行った事案に係る確認申立書については、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと(この場合、申立人からの取下書の提出は不要とする。)

(2) 記録訂正事跡確認システムへの入力

上記1において記録回復の対象事案と判断され、社会保険事務所段階において記録回復を行った事案については、必ず本年10月19日より稼働開始となった記録訂正事跡確認システム(「記録訂正事跡確認システムの導入等について」平成21年10月16日付け庁文発第1016006号社会保険庁運営部企画課長、社会保険庁運営部年金保険課長通知)への入力を行うこと。

4 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記1により対象事案と判断し記録回復を行った場合は、毎週月曜日から金曜日までに社会保険事務所において記録回復を行った事案に係る件数を取りまとめ、「脱退手当金の記録回復処理状況(週次)」(別紙2)により、翌週火曜日15時までに、本庁年金保険課あてメー

ルで送付すること。

なお、送付に当たっては、社会保険庁LANシステムにより、件名を「(〇〇事務局) 脱手回復件数 (〇月〇日～〇月〇日)」として、第三者委員会特殊アドレス
[REDACTED] へ送付すること。

5 その他

(1) 通知記5により、既に第三者委員会に送付している事案であって、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得るものとして返送された事案については、本事務連絡に基づき同様に扱うこと。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、受付事務所において記録回復が可能と判断したものについては、その旨を当該第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼することとし、本事務連絡に基づき同様に扱うこと。

(2) 社会保険事務所段階で記録回復を行った事案については、確認申立書及び関係書類を、その他の確認申立書とは別に保管すること。

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における記録回復の可否確認票

【厚生年金保険 脱退手当金】

| | | | | | |
|-------|---------------|------|--|--------|--|
| 申立人氏名 | | 生年月日 | | 基礎年金番号 | |
| 住所 | | | | | |
| 申立期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |

| 確認項目 | | チェック欄 | |
|---|---|-------|-----|
| | | はい | いいえ |
| 1. 申立ての内容が、脱退手当金を受給していないとする旨の申立てである。 | | | |
| 2. 申立て内容が、平成21年通知「記1」の(1)から(4)または平成22年通知の(1)(2)(1)は(5)、(2)は(6)のいずれかに該当する。 | | | |
| 該当する項目にチェックすること | (1) ア 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっている場合(ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合は除く。)、 かつ、 イ 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に加入し、保険料を納付している場合 | | |
| | (2) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合(ただし、申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。) | | |
| | (3) 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理(当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。)が行われていない場合 | | |
| | (4) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合 | | |
| | (5) 次の①及び②のいずれの要件にも該当する場合 ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない脱退手当金未支給期間があること ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。 | | |
| | (6) 次の①から④までのいずれの要件にも該当する場合 ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。 ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、未支給決定時、異なる記号番号で管理されていたこと。 ③ 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に国民年金等に加入し、保険料を納付していること。 ④ 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。 | | |

| 確認項目 | | チェック欄 | |
|---|--|-------|-----|
| | | はい | いいえ |
| 3. 申立て内容が、平成22年通知「記2」の(1)から(6)のいずれにも該当しない。 | | | |
| 該当する項目にチェックすること | (1) 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合 | | / |
| | (2) 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合 | | |
| | (3) 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合 | | |
| | (4) 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合 | | |
| | (5) 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給決定されている場合 | | |
| | (6) 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。）についての再申立てである場合 | | |
| 4. 社会保険事務所において申立期間の記録回復が可能である。 (確認事項がすべて「はい」に該当) | | | |

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。

| | |
|-------------|---------------|
| 確認項目 確認者 | 〇〇年金事務所 所属 氏名 |
|-------------|---------------|

(別紙2)

脱退手当金の記録回復処理状況(週次)
《平成22年 月 日～平成22年 月 日処理分》

(単位:件)

| 年金事務所名 | 事案数(※) | ①「脱」表示なし | ②重複取消未処理 | ③性別記録男性 | ④脱退手当未支給期間あり (同一記号番号) | ⑤脱退手当金未支給期間あり (異なる記号番号) |
|--------|--------|----------|----------|---------|--------------------------|----------------------------|
| | | | | | | |

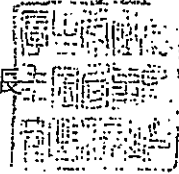
※ 「脱退手当金に係る年金事務所段階における新たな記録回復基準(諸規程によらない定め)」(平成22年4月30日付け給付指2010-81)に基づき記録回復を行った件数を計上すること。

※ 件数の計上にあたっては、確認申立書の取下げ件数との間に齟齬が生じないように十分注意すること。

年管管発0930第3号
平成22年9月30日

日本年金機構理事 殿
(事業管理部門担当)

厚生労働省年金局事業管理課長



災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が
滅失した場合における資格記録等の回復基準について

災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準について、今般、年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、別添1「災害等により厚生年金保険の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準」及び別添2「災害等により国民年金の被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準」の基準に該当する事案については、年金事務所において記録回復を行うこととしたので、日本年金機構におかれては、その適切な実施に遺漏のないよう取り扱われたい。なお、これらの基準に該当する事案については、年金記録確認第三者委員会への申立てを要しないことを申し添える。

災害等により厚生年金保険の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準

1 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）において保管していた厚生年金被保険者名簿等が火災、地震、風水害又は戦災等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したこと等により、年金の決定に必要な資格記録等の確認ができない場合における、厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別（以下「被保険者期間等」という。）の回復基準について定める。

2 本基準の対象となる被保険者期間等に係る記録

- (1) 年金事務所等において保管する紙台帳が滅失若しくは毀損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等を確認することができないもの
- (2) 複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるもの（仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む）

3 回復基準

- (1) 以下のア及びイからオまでのいずれかに該当する場合は、被保険者であったことを推定する。

ア. 在職期間中、適用事業所であること（事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認すること。）

イ. 事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること（在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。）

ウ. はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は厚生年金被保険者番号払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できること

エ. 本人保管又は適用事業所保管の給与明細書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること

オ. 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できること

- (2) 被保険者期間等の回復については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料（以下「保」という。）と本人が申し出た年月日又は標準報酬月額（以下「本」という。）を比較し、次により判定する。ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の回復に当たっては、同僚に係る記録等

が存在する場合には、それを勘案して総合的に判断することとする。

ア. 資格取得年月日

①新規適用年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

(イ) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(保) 新規適用年月日を資格取得年月日とする。

②(保) 新規適用年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

イ. 資格喪失年月日

①全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(保) 全喪年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

②年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合

(ア) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、災害等の年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

(ウ) 災害等の年月日が不明の場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

③旧台帳その他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているもののそれにより全喪年月日が確認できない場合は、(保) 全喪年月日を昭和20年8月31日とし、以下のとおり取り扱う。

(ア) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が後である場合は、昭和20年8月31日を資格喪失年月日とする。

(イ) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

④上記②又は③に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

ウ. 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳その他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として、標準報酬月額を認定する。確認できる前後の期間の標準報酬月額がない場合は、(本) 標準報酬月額を認定する(法令の範囲内の額に限る。)

エ. 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とする。確認されていない場合は、1種(男性)または2種(女性)とする。

災害等により国民年金の被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準

1 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）及び市区町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿（特殊台帳を含む。）及び国民年金被保険者名簿（以下「名簿等」という。）のいずれもが火災、地震又は風水害等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したことにより、国民年金の資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別及び納付記録（以下「被保険者記録」という。）を確認できない場合における当該被保険者記録の回復基準について定める。

2 本基準の対象となる国民年金の被保険者記録

年金事務所等及び市区町村において保管する名簿等が滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、被保険者記録を確認することができないもの。（年金事務所等又は市区町村のいずれかで被保険者記録が確認できる場合は、その内容に基づき記録を回復することとする。）

3 回復基準

(1) 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）

① 資格記録については、以下に挙げる法令に定める要件に該当していたことを各種資料（本人が所持する年金手帳、戸籍謄本等）により確認した上でこれを特定する。

- ・ 日本国内に住所を有していたか
- ・ 被用者年金制度の被保険者資格を有していたか
- ・ 婚姻の事実があったか 等

② 各種資料が存在しない場合は、法令に定める資格要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づいた資格記録とする。

(2) 納付記録

納付記録については、本人が保有する領収証書等の資料、年金事務所等及び市区町村において確認可能なあらゆる資料を基に総合的に判断することとし、各種資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づき納付記録を回復する。